

活用できる方	<p>● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象です。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者</td><td>(イ) 特別被害農林漁業者</td></tr> <tr> <td>1 農作物等の減収量が平年収量の30%以上でかつ 損失額が平均農業収入の10%以上</td><td>左のうち損失額が50%以上</td></tr> <tr> <td>2 樹木の損失額が30%以上</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上</td><td>左のうち損失額が50%以上</td></tr> <tr> <td>2 林業施設の損失額が50%以上</td><td>左のうち損失額が70%以上</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上</td><td>左のうち損失額が50%以上</td></tr> <tr> <td>2 水産施設の損失額が50%以上</td><td>左のうち損失額が70%以上</td></tr> </table>		(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	1 農作物等の減収量が平年収量の30%以上でかつ 損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 樹木の損失額が30%以上		1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者															
1 農作物等の減収量が平年収量の30%以上でかつ 損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上															
2 樹木の損失額が30%以上																
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上															
2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上															
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上															
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上															
お問い合わせ 市町村																

制度の名称	農林漁業金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林漁業金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。</li> <li>○農林漁業セーフティネット資金：不慮の災害等によって売上が減少し、資金繋りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資します。</li> <li>○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。</li> <li>○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。</li> </ul> <p>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、農林漁業金融公庫にご確認ください。</p>
活用できる方	●農林漁業者、組合
お問い合わせ	農林漁業金融公庫

制度の名称	災害復旧資金貸付												
支援の種類	融資												
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資します。</li> <li>●災害復旧資金貸付は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫において、受付を行います。</li> <li>●国民生活金融公庫の場合は貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）: 6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者: 6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者: 3,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業金融公庫の場合は貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商工組合中央金庫の場合は貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運営資金10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）: 6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者: 6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者: 3,000万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運営資金10年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付限度額	①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）: 6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者: 6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者: 3,000万円以内												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	1億5千万円以内												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額												
償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運営資金10年以内（うち3年以内の据置可能）												
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等												
お問い合わせ	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫												

制度の名称	災害復旧高度化資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が火災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けます。</li> <li>●支援の内容は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資金や業種等の条件がありますので、詳しくは都道府県にご確認ください。</li> </ul>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合が対象です。</li> </ul> <p>①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</p>						
お問い合わせ	都道府県、中小企業基盤整備機構						

制度の名称	小規模企業設備資金																		
支援の種類	融資																		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模企業者に対して、経営基盤の強化や創業のために新たな設備の導入に対して無利子資金の貸付を行います。</li> </ul> <p>■設備資金貸付事業</p> <table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td>4,000万円（所要資金の1／2以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>連帯保証人は物的担保が必要です</td> </tr> </table> <p>■設備貸与事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸与設備価額</td> <td>6,000万円（創業後1年末満の創業者は3,000万円）</td> </tr> <tr> <td>賦払割賦</td> <td>割賦事業：割賦料3%以下、保証金10%以下</td> </tr> <tr> <td>リース料</td> <td>リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）</td> </tr> <tr> <td>賦払リース期間</td> <td>割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある</td> </tr> </table>	限度額	4,000万円（所要資金の1／2以内）	貸付利率	無利子	償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還	担保・保証人	連帯保証人は物的担保が必要です	貸与設備価額	6,000万円（創業後1年末満の創業者は3,000万円）	賦払割賦	割賦事業：割賦料3%以下、保証金10%以下	リース料	リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）	賦払リース期間	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める	担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある
限度額	4,000万円（所要資金の1／2以内）																		
貸付利率	無利子																		
償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還																		
担保・保証人	連帯保証人は物的担保が必要です																		
貸与設備価額	6,000万円（創業後1年末満の創業者は3,000万円）																		
賦払割賦	割賦事業：割賦料3%以下、保証金10%以下																		
リース料	リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）																		
賦払リース期間	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める																		
担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある																		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のいずれかに該当する方が対象です。</li> </ul> <p>①小規模企業者：従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下） ②従業員数50人以下の会社・個人：借入残高3億円以下、直近3事業年度の経営利益平均額3,500万円以下、大企業からの出資等割合が1／3以下 ③創業者：1月（会社設立の場合は2月）以内に操業する具体的な計画を持つ者又は創業後5年以内の者</p>																		
お問い合わせ	都道府県																		

制度の名称	中小企業体质強化資金
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業の体质強化を図るために各種融資制度があります。</li> </ul> <p>○中小市街地活性化対策融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小川流業者が中心市街地の活性化を図るために資金</li> <li>・物流の効率化を図るために資金</li> </ul> <p>○下請中小企業対策融資 親企業の事業活動変更に対し、下請中小企業者が経営の合理化等を図るために資金</p> <p>○地域活性化対策融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方的要因等による売上減少等に対し経営の安定を図るために資金</li> <li>・新事業創出促進法等による経営の合理化等を図るために資金</li> </ul> <p>○組合大企業対策融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業協同組合等が共同事業を行なうための資金</li> </ul> <p>○地域中小企業新産業育成融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた新事業を開拓するための資金</li> <li>・中小商業・サービス業者が地域の消費生活の文化的水準の向上等を図るために資金</li> </ul> <p>○地域中小企業特別融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済に優弊する地域で経済の構造変化への適応等を図るために資金</li> <li>・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく高度化等計画・進出計画等の承認を受ける中小企業社及びその関連中小企業者が必要とする資金</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各融資の詳細については、都道府県にご確認ください。</li> </ul>
活用できる方	●中小企業者、組合
お問い合わせ	都道府県

制度の名称	経営安定関連保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取引先等関連企業の倒産や災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行います。</li> </ul>
活用できる方	●中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第8号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であるとの認定を受けた方が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	災害関係特例保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行います。</li> </ul>
活用できる方	●被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	雇用調整助成金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して助成するものです。</li> <li>●支援の内容は以下のとおりです。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①休業の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3）</li> <li>出向の場合、出向元で負担した賃金の1/2（中小企業の場合2/3）</li> <li>支給限度日数は1年間で100日まで</li> <li>②大型倒産等事業主の下請事業主の場合、休業手当相当額の1/2補助（中小企業の場合2/3）</li> <li>支給限度日数は2年間で200日まで</li> </ul> </li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のいずれかに該当する方が対象です。</li> <li>①急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（最近6か月の対前年同期比で生産量10%減、雇用量不増）</li> <li>②大型倒産等事業主の下請事業主・取引先事業主等（最近3か月の対前年同期比で生産量減少、雇用量不増）</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の差付を支給します。</li> <li>・事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円／月（重度の障害者25,000円／月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円／日（重度の障害者1,000円／日）です。</li> <li>●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。</li> <li>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</li> <li>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</li> <li>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</li> <li>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</li> <li>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

## 安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等するための制度です。</li> <li>●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅の復旧
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害によって既設公営住宅が被害を受けた場合に復旧するための制度です。</li> <li>① 公営住宅が滅失した場合の再建</li> <li>② 公営住宅等が損傷した場合の補修</li> <li>③ 公営住宅等を建設するための宅地の復旧</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既設公営住宅の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。</li> </ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地再開発事業は、市中心市街地の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備が遅れている地区を再整備する事業です。</li> <li>●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。從前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。</li> <li>●基本計画や調査設計、土地整備、共同施設整備など補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等</li> </ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村

## 安全な地域づくりへの支援

制度の名称	土地区画整理事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。</li> <li>●用地買収方式によらず、換地手法による事業手法です。</li> <li>●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費、地区外関連工事費などが補助対象となっており、補助率は1/2です。</li> </ul>
実施主体	●個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行なう事業です。</li> <li>●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街並み形成のための活動や、街並み環境整備方針及び街並み環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2（土地所有者による事業は1/3）です。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行なう事業です。</li> <li>●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公園空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不良住宅が密集する地区的環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。</li> <li>●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区等改良事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不良住宅が密集すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。</li> <li>●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るために事業です。</li> <li>●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高密度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。</li> <li>●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック活用型」「アスベスト改修型」の4つのタイプがあります。</li> <li>●マンション再建に適用できます。</li> </ul>
対象地域	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。</li> <li>●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の賃地等の賃取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。</li> <li>●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。</li> </ul>
実施主体	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	<b>かけ地近接等危険住宅移転事業</b>
制度の内容	●かけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村（原則として） 都道府県、市町村 お問い合わせ

制度の名称	<b>災害関連地域防災かけ崩れ対策事業</b>
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるかけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてかけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村 都道府県、市町村 お問い合わせ

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

## (参考) 地域住宅交付金制度

地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようするため、国では平成17年度に「地域住宅交付金制度」を創設しました。地域住宅交付金制度では、これまでの制度とは異なり、

1. これまでの補助事業をメニュー化するなど、地方公共団体の自主性・裁量性を向上
2. 地方公共団体が各事業への交付金の充当率を決定できるなど、地方公共団体の使い勝手を向上
3. 地方公共団体が目標等を設定した計画を作成・公表し、計画期間終了時に事後評価を実施・公表

といった特色があります。

本制度の対象としては、以下の事業があります。

## ○既存の補助対象事業

公営住宅・特定優良賃貸住宅（高齢者向け含む）の整備、既設公営住宅の改善、改良住宅・更新住宅等の整備、既設改良住宅の改善、優良建築物等の整備、関連公共施設の整備 など

## ○地方公共団体独自の提案による事業

（例）民間住宅の耐震改修助成・地域防災施設整備、公営住宅等の駐車場・児童遊園・排水施設等の整備、

公営住宅等の周辺道路・緑地・社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供、

高齢者等居住支援、環境と共生した住まいづくり支援 など

本制度の詳細については、市町村又は都道府県にお問い合わせください。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用にならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

## 地震災害対策広報 [特別号]

# 能登半島地震 被災者支援制度等のお知らせ

## ■目次

1. 国の被災者生活再建支援制度について
  - (1) 制度改正の概要
  - (2) 支援制度の対象となる方
2. 市と県の被災者生活再建支援制度について
3. 支援金の申請・交付手続きについて
4. 支援金の申請期日について
5. その他のお知らせ
6. 支援金一覧表

発行年月 平成20年1月  
発行編集 内閣府政策統括官（防災担当）  
〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館）  
TEL.03-3501-5191 <http://www.bousai.go.jp>

複製可





## 5.その他

### (1) 国民健康保険・老人保健医療の一部負担

保険料 223-1124、総合支所課題番号 223-29918

ア参加者：平成17年中の合併所得金額が1,000万円以下の世帯で、居住する住戸が

イ保険期間：平成19年3月～平成20年3月分

ウが負担合、次の割合で減免

会 場	額
大規模半導体または半導	2,290.1

ア参加者の場合は印鑑、り災証明書、医療費の領収書、振込元通帳

(国民健康保険の場合は世帯主、老人保健の方は本人、新規の方は不可。)

(2) 介護サービス利用料 保険料 223-1124、総合支所課題番号 223-29198

ア対象者：居住する住戸が全戸、大規模半導体または半導の日、介護保

険施設またはグループホーム等に入所していない方（ただし、短期入所系利

イ被災免則期：平成19年3月1日～平成19年8月31日

ウが負担合、次の割合で減免

会 場	額
大規模半導体または半導	2,290.1

ア対象者の場合は印鑑、り災証明書、医療費の領収書、振込元通帳

(国民健康保険の場合は世帯主、老人保健の方は本人、新規の方は不可。)

(3) 障害福祉サービス等利用料 保険料 223-1161、総合支所課題番号 224-9918

ア対象者：居住する住戸が全戸、大規模半導体または半導の日、被災免則期

イ保険期間：平成19年3月1日～平成19年8月31日

ウが負担合、次の割合で減免

会 場	額
大規模半導体または半導	2,290.1

ア対象者の場合は印鑑、り災証明書、印鑑

(4) 保育所保育料 子育て支援課題番号 223-1157

ア対象者：島、市民が同じです。

イ保険期間：平成19年4月～平成20年3月分

ウが負担合、次の割合で減免

会 場	額
大規模半導体または半導	2,290.1

ア対象者の場合は印鑑、り災証明書、印鑑

(5) 住宅の応急修理工事制度の受付期限は6月30日(土)

住宅の応急修理工事制度とは…

「住宅の応急修理工事制度」が受けられる場合は…

地震当日に住んでいたお住まいが半壊以上の被害を受けた方は

「住宅の応急修理工事制度」が受けられる場合があります。

住宅の応急修理工事制度とは…

住宅が大規模半導体または半導の被害を受けた方で、日常生活に必要な最低限度の部

分が必要な時に修理する場合、市が0万円を上限に修理を委託する制度です。

対となる方…

1) 地震当日に住んでいた住戸が大規模半壊または半壊の被害を受けた方

※全戸とも修理してくる場合、対象となることがあります。

2) 応急仮住合に入居していない方

3) 自らの力で修理ができない方

※被災者生活再建支援制度の特徴と同となります。

住宅の応急修理工事制度の基本的な考え方

1) 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。

たとえば…

▶壊れた屋根の修理 ◀壊れたガラスへの取り替え

▶壊れた床の修理 ◀床の修理とある場合は修理の取り扱い

など

6) 壁の剥落をむる

▶壊れた柱や基礎の修理など

7) 災害復興支援室窓口の受付時間は、月曜日～金曜

日までの午前9時から午後5時までとなります。

# 輪島市復興計画

平成20年8月26日

輪 島 市

能登半島地震  
輪島市復興計画

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画の役割

#### (1) 復興像の共鳴化

復興に向けた「基本目標」や「施策とその必要性」等を市民や関係者などに分かりやすく示すことにより、復興に対する意思統一を図るとともに、個別具体的な復興事業への理解と協力を促します。

#### (2) 国、県との連携

輪島市の復興の条件となる「復興計画の内容」を国や県に示すことにより、より効果的な連携と支援を得ていきます。

#### (3) 復興事業の効果的推進

各種復興事業の相互関係を復興計画の中で明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進します。

## 2 復興にあたってのテーマと基本的視点

第1章 基本的な考え方	.....	p.2~ p.3
第2章 計画の体系	.....	p.4~ p.5
第3章 目標別復興計画	.....	p.6~ p.7
第4章 各論	.....	
(1)生活の再建	.....	p.8~p.11
(2)都市基盤の整備	.....	p.12~p.18
(3)産業の活性化	.....	p.19~p.23
輪島市復興計画 復興事業	.....	p.24~p.34

輪島市は今回の大震災により人的的・物的甚大な被害を受けました。これまででも過疎化、交流人口の減少、地場産業の停滞等様々な地域課題が存在していました。

これらの課題に対処するため、平成19年度から平成28年度までの第1次の総合計画を策定し、恵まれた地域資源の活用を図ることにより将来都市像「あい」の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち一歴史が息づき人が輝くまちづくり」を実現するとし、8項目からなる施策の大綱を定めて取り組みを進めていくとしています。

輪島市はこの震災を克服し総合計画に定めた都市像を実現すべく市勢の発展を図って行かなければなりません。

従って復興にあたってのテーマと基本的視点を次のように定め取り組むこととします。

テーマ 復旧から復興 さらなる発展へ

## 基本的視点

## (1) 安全・安心な暮らしを確保する

被災者の生活再建のための住宅、福祉、医療、雇用等を総合的に支援するとともに、今回の震災の経験を活かし、災害に強く市民が安全・安心して暮らせる地域社会を形成することが求められます。

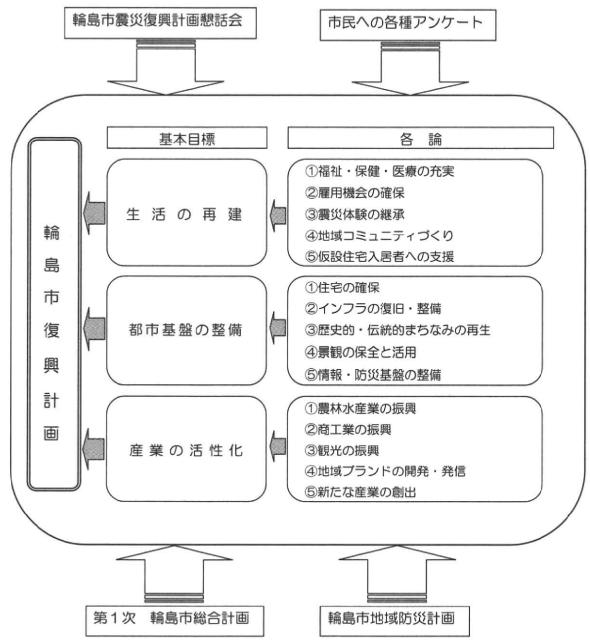
## (2) 災害をバネに地域社会の活力を高める

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、今回の災害を地域発展の機会ととらえ、地域資源を活かした産業振興、魅力的な観光や市街地、農山漁村地域の活性化等、住民、企業、行政が一体となって新たな創造的な取り組みを積極的に進め、地域社会の活力を高めていくことが求められます。

## 第2章 計画の体系

## (1) 計画策定の体系

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の意見を充分反映し、計画を策定します。



3

4

## (2) 目標年次

- |          |     |                        |
|----------|-----|------------------------|
| 1 復旧・復興期 | 5年間 | 平成24年3月まで              |
| 2 発展期    | 5年間 | 平成24年4月以降<br>平成29年3月まで |

## 第3章 目標別復興計画

## 1 基本目標

復興にあたっては、生活の再建を第一に福祉環境等の充実を図るとともに、道路、上下水道などの都市基盤の整備や伝統産業など、地場産業の再生や地域コミュニティや伝統文化などを一体的に再生していくことが必要となります。

このため、「生活の再建」、「都市基盤の整備」、「産業の活性化」を本計画の3つの目標とし、暮らしや産業等の一体的な復興に取り組んで行きます。

## (1) 生活の再建

地域の実態に応じた安全で快適な住宅の再建を進めるとともに、安定した生活のための雇用確保や安心できる福祉の実現を目指します。

また、震災体験を次世代に継承するとともに安全・安心なまちづくりのための先進事例としての活用を図ります。

また、これから元気で安心できる地域社会を担うコミュニティ活動の充実を図ります。

なお、「生活の再建」にあたっては、以下の5項目を中心として取り組みます。

- ①福祉・保健・医療の充実
- ②雇用機会の確保
- ③震災体験の継承
- ④地域コミュニティづくり
- ⑤仮設住宅入居者への支援

## (2) 都市基盤の整備

被災者の住宅の確保を最重要課題として取り組むほか、道路、上下水道等の社会インフラの早期復旧に取り組みます。

また、まちなみについてでは単なる復旧ではなく、鳳至上町においてこれまでに行われてきたまちなみの再活動を続けるとともに、新たに黒島町において歴史的・伝統的なまちなみの再活動に取り組みます。

5

6

組みます。

さらに、總持寺周辺地区では、禅文化を核としたまちづくりをすすめます。

このほかにも農山漁村集落等、ふるさとを感じさせる優れたまちなみや景観があり、その再生と地場資源としての活用を図ります。

なお、「都市基盤の整備」にあたっては、以下の5項目を中心として取り組みます。

- ①住宅の確保
- ②インフラの復旧・整備
- ③歴史的・伝統的まちなみの再生
- ④景観の保全と活用
- ⑤情報・防災基盤の整備

### (3) 産業の活性化

輪島塗や酒造り等の地場産業の再生・復興を強く押し進めるなど被災事業所の早期復興を図ります。農林水産業については生産基盤の早期再生を進めます。

また、震災を機に、豊かな地域資源を活かした誘客の促進や地域間交流の取り組みを強め、輪島ブランドの開発、市場への浸透の努力を一層強めるとともに企業誘致や地域産品の活用等による雇用の確保を図ります。

なお、「産業の活性化」にあたっては、以下の5項目を中心として取り組みます。

- ①農林水産業の振興
- ②商工業の振興
- ③観光の振興
- ④地域ブランドの開発・発信
- ⑤新たな産業の創出

### 第4章 各論

#### (1) 生活の再建

##### ① 福祉・保健・医療の充実

###### 【復興に向けての課題】

少子高齢化や過疎化の進展により、みんなが健康で安心して生活できるよう、高齢者や障害者、或いは児童等に対する各種住民サービスを行ってきました。

今回の震災によって受けたストレス等に伴う被災者の心身健康障害などの課題が加わり、より一層、充実した取り組みが求められています。

それらに対応していくためには、地域の中核病院として、また災害拠点病院としての役割を担う市立輪島病院等と連携しながら、福祉・保健・医療の充実を図る必要があります。

###### 【施策の方向】

###### ■ 福祉・保健サービスの充実

高齢者・障害者の気力喪失、孤立化などによる生活不活発病の対策を実施し、介護予防等や、子供たちを含めたストレスなどに伴う被災者の心身の健康障害などの対策を図ります。

###### ■ 医療体制等の充実

医療体制等を充実し、施設・設備などの早期復旧を図ります。



避難所での健康状態の聞き取り



健康診断の実施

7

8

#### ② 雇用機会の確保

###### 【復興に向けての課題】

災害に伴う施設等への被害や震災後の風評被害などに伴う、事業規模の縮小などによって職を失った人たちの雇用機会を確保する必要があります。

###### 【施策の方向】

###### ■ 就労確保への支援

施設被害や風評被害に伴い職を失った人たちに対する就労確保の支援、雇用機会の創出・確保を図ります。

#### ④ 地域コミュニティづくり

###### 【復興に向けての課題】

今回の災害で重要な役割を果たした地域コミュニティは、地域社会の核として一層の充実を図る必要があります。

また、先人から受け継がれてきた地域コミュニティの“心のよどごろ”である歴史的・文化的な施設等が多く被害を受けており、それらを修復して次世代に継承することが重要です。

###### 【施策の方向】

###### ■ 地域コミュニティ活性化への支援

復興を契機とした、コミュニティ活性化への支援をします。

###### ■ 地域コミュニティ施設等修復への支援

地域コミュニティの核として機能していた施設等の修復に対する支援をします。

###### ■ “心のよどごろ”への修復支援

歴史的・文化的な施設等の修復に対する支援をします。

###### ■ 地域ネットワークの形成

町内会、ボランティア、事業所等による地域ネットワークの形成を図ります。



根元から折れた鳥居



避難所でのコミュニティ形成

#### ③ 防災体験の継承

###### 【復興に向けての課題】

今回の震災の記録等を残し、経験した教訓を正確に次世代に伝え、安全・安心のまちづくりや、防災教育、防災・危機管理に関する研究などに役立てることが必要です。

###### 【施策の方向】

###### ■ 防災の資料等の整理

震災の資料等を収集・分析し、整理・保存を行うとともに、市民及び関係機関などに公開します。

###### ■ 防災日の制定

震災体験を忘れないよう、3・25を輪島市における防災の日に定め、市民とともに復興への検証、防災意識のさらなる高揚を図ります。



災害派遣要請された自衛隊の撤退(4/8)



輪島市災害対策本部

9

10

## ⑤仮設住宅入居者への支援

## 【復興に向けての課題】

500名を超える人たちが仮設住宅での何かと制約の多い生活を余儀なくされています。特に高齢者等の気力喪失、孤立化などに伴う生活不活発病などの対策が必要です。

また、安心して暮らせるよう、緊急時に対応ができるシステムの導入や仮設住宅の適切な維持管理が必要となります。

## 【施策の方向】

## ■生活不活発病等への対策支援

生活不活発病防止策やストレスに伴う被災者の心身の健康障害への対策を図ります。

## ■生活の環境整備

急な発病等に対応するため緊急通報システムの導入を行うとともに、仮設住宅の適切な維持管理を行います。



仮設住宅の建設状況



11

## (2)都市基盤の整備

## ①住宅の確保

## 【復興に向けての課題】

今回の地震災害における住宅被害は、全壊が約500戸、大規模半壊・半壊を含めると約1,500戸となり、全世帯数の1割を超える被害となっています。住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であり、生活を再開するために、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務です。そのためには、自立再建・改修への支援、災害公営住宅等の整備、空き家の有効活用などが考えられます。また、“輪島らしい家づくり”を含めた総合的な住宅施策を行う必要があります。

## 【施策の方向】

## ■自立再建・改修への支援

被災住宅の建替・改修に関する支援に努めるとともに、相談体制の充実及び関連制度の活用促進を図ります。

## ■“輪島らしい家づくり”的支援

地場産材等を活用した、耐久性・耐震性にすぐれ、低成本な輪島らしい住宅の提案を行い、地元工務店などによる伝統的工法の継承にも貢献できるよう配慮します。

## ■耐震性向上への支援

今回の地震を教訓に、耐震診断及び耐震補強工事を促進するための支援をします。

## ■宅地の復旧

被災した宅地、擁壁等の復旧工事などへの支援をします。

## ■災害公営住宅等の整備

高齢者世帯、低所得者世帯等で住宅の自立再建が困難な人たちに対し、地域性や入居者の相互扶助などに配慮した公営住宅等の整備を図ります。

12

## ■空き家の有効活用の推進

空き家データベースの情報提供等により、空き家の有効活用の促進を図ります。



住宅の修復風景

13

## (2)インフラの復旧・整備

## 【復興に向けての課題】

生活や産業の基盤となる道路、上下水道等の社会基盤を一日も早く復旧するため国、県と連携しながら、積層的な取り組みを進める必要があります。また、災害に強いまちづくりを形成していくため、緊急輸送道路や避難路の整備や安定的な飲料水の供給体制の整備、公共施設等の耐震化促進や避難場所としての公園・緑地の整備などを実施していく必要があります。

## 【施策の方向】

## ■交通ネットワークの整備

災害時においても交通機能が確保できるよう、道路ネットワークの形成を図ります。

## ■上下水道施設の整備充実

ライフルインとして重要な水道施設の災害への対応力を高めるため、既設老朽管の更新等、施設の改良を図ります。また、隣接水道事業との相互供給が可能な給水管の敷設についても検討します。

## ■各種公共施設の改修

避難所としての機能を高めるため、耐震性向上などの整備促進を図ります。

## ■自然災害対策の強化

今回の地震により不安定となった土砂災害のおそれのある地域において治山・治水・砂防事業を推進します。また、地盤の津波や高潮を防止するため、海岸保全対策を推進します。

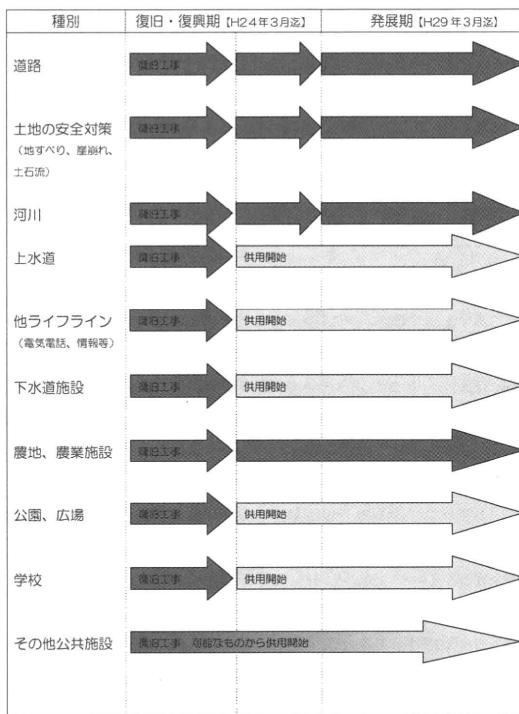


電線の復旧作業



国道249号の復旧作業

14



## ③歴史的・伝統的なまちなみの再生

## 【復興に向けての課題】

輪島らしいまちなみは、長い年月をかけて形成され、地域の人々の生活文化のよりどころとなってきたものであり、住む人々にも、訪れる人々にも魅力あるまちなみとし、住民との協働により再生に取り組む必要があります。

## 【施策の方向】

## ■鳳至上町地区の再生

鳳至上町地区は、日本を代表する輪島塗の塗師屋が、ほかの生業と混在する職人のまちであり、“漆が感じられる”まちなみの再生を図ります。

## ■總持寺周辺地区的再生

總持寺周辺地区では、日本人の心のよりどころである“禪文化”を核として、總持寺門前のまちなみの再生を図ります。

## ■黒島地区の再生

黒島地区では、黒瓦や作見板張り（下見板張り）などによる連続した美しいまちなみを継承するように、修復や修景を進め、重要伝統的建造物群保存地区に選定されるよう働きかけるとともに、北前船で栄えた角海家を中心とした魅力あるまちなみの再生を図ります。

このほかにも“ふるさと”を感じさせる優れたまちなみがあり、これらの再生を図ります。



黒島町・角海家の被害状況



總持寺通り商店街の被害状況

## ④景観の保全と活用

## 【復興に向けての課題】

輪島市の豊かで美しい海岸線においても、今回の震災により数箇所の大きな崩壊があり、早急な復旧に取り組む必要があります。また、重厚でつややかな黒瓦の屋根が折り重なるまちなみや、海岸線に連なる間垣は、輪島特有の景観を形成しており、今回の被害を修復し、これらの景観を観光資源として活用するとともに、守り育していく必要があります。

## 【施策の方向】

## ■豊かで美しい海岸線の保全

今回被災した、町野町曾々木地区（八世乃洞門）、袖ヶ浜、鶴浦、琴ヶ浜、門前町深見地区等の復旧を行い、荒々しい海岸景観の保全や遊歩道の整備を図ります。

## ■輪島特有の景観の修復・形成

間垣や土蔵、蔭によるまちなみの修復・形成を図ります。



八世乃洞門の落石



屋根の応急手当

## ⑤情報・防災基盤の整備

## 【復興に向けての課題】

本市は広大な面積の山間地や、80km余にも及ぶ海岸線を有しており、地震災害や様々な自然災害から市民の生命と財産を守るために、防災体制の強化や防災拠点施設等の整備・充実、情報基盤の整備などを広域的な視点で推進していくことが必要です。

## 【施策の方向】

## ■防災体制の充実

災害時における確実な情報伝達や初動体制の確立等で、きめ細やかな防災体制の充実を図ります。

## ■防災意識の高揚

平常時においても防災に関する意識を忘れないため、市民を対象とした定期的な訓練等を実施します。

## ■防災拠点施設等の整備・充実

防災拠点施設整備や、防災関連資材の充実を図ります。

## ■高度情報基盤の整備充実

災害時に効率的な役割を果たす携帯電話の不感地帯を解消するために、光ケーブル網を活用した携帯電話事業者による基地局設置を支援します。

災害時に様々な行政情報を提供していくため、ケーブルテレビ網の活用等を図ります。

災害時に情報通信を安定的に発信できるようネットワークの広域化を図ります。



門前分署に集結した緊急消防救援隊



市役所に設置された政府現地連絡対策室

## ③産業の活性化

## ①農林水産業の振興

## 【復興に向けての課題】

今回の地震で、多くの農林漁業家が被災し、農林水産業用設備・施設等が大きな被害を受け、高齢化・後継者不足等による担い手不足にさらに拍車がかかり、生産能力の低下、耕作放棄などの問題が深刻化することが危惧されます。施設等の早期復旧、さらに総合的に農林水産業の再生を図る必要があります。

## 【施策の方向】

## ■農林水産業施設等の復旧

農林水産業用施設等の迅速な復旧を支援します。

## ■生産基盤の整備促進

生産基盤の整備を推進するとともに、需要拡大等を図り、担い手が就労できる環境づくりを目指します。

## ■農林水産物の消費・流通支援

安全・安心にこだわった農林水産物を提供することにより、イメージ向上と販売ルートの確保を目指します。



田んぼでも大きな亀裂が

19

## ②商工業の振興

## 【復興に向けての課題】

地震により、事務所・店舗等も住宅同様甚大な被害を受け、その中でも本市の基幹産業のひとつである漆器業・酒造業などは、今回の地震で土壊が壊滅的な被害を受け、修復が急がれます。これらの業界における施設・設備に対しても、再構築を含めた支援、また、商店街においては、空地化された土地の利活用を含め、再生の支援が必要です。

## 【施策の方向】

## ■事業者への復興支援

被災事業者の再建と経営安定化に対し支援します。

商店街の再生を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

## ■商工業の流通支援

技術・商品開発力の高度化を推進するとともに、新商品開発等について支援し、地震によって低下した生産額などの回復を図ります。

輪島塗・地酒の販路開拓を目的とした各種見本市への参加や、国内外の市場への進出に向けた事業等を推進し、基幹産業の復興に繋げます。



酒蔵の被害状況を聽く安倍首相



土蔵から輪島塗を取り出す

20

## ③観光の振興

## 【復興に向けての課題】

市内の多くの宿泊施設・観光施設等が被害を受け、また、地震による風評被害により本市を訪れる観光客が激減し、観光産業は甚大なる影響を受けています。

地域の活力向上を図るためにも、市の基幹産業のひとつである観光の果たす役割は大きく、観光資源に磨きをかけ、観光機能の強化を図るとともに、施設への支援や新たな誘客キャンペーン、イベント等を実施し、観光都市輪島の再構築に努める必要があります。

## 【施策の方向】

## ■観光施設への復旧支援・風評被害対策

観光施設の復旧と経営安定化に対し支援します。

県等との協働により、観光キャンペーン・出向宣伝・PRなど重点的に行い、風評被害の払拭に支援します。

## ■観光資源活用の支援

今回被害を受けた輪島塗・總持寺祖院・鳳至上町や黒島町のまちなみの再生を契機に、これらの地域の資源である朝市・千枚田・時園家そして自然景観を連携させた観光地の再構築を図り、滞在人口の拡大を図ります。

## ■観光交流の支援

能登空港の有効活用を図るとともに、能越自動車道輪島ICまでの整備促進を関係機関に働きかけ、更なる交流人口の拡大を図ります。



再開された朝市(4/11)

21

## ④地域ブランドの開発・発信

## 【復興に向けての課題】

新鮮な農林水産物や、伝統工芸品の輪島塗等、質の高い“輪島ブランド”を全国に提供してまいりましたが、多くの生産者が被災し、生産・出荷額などの大幅な減少が危惧されます。これらの生産基盤の再生が急務であり、また、震災を契機に、これまで以上に、魅力ある新製品の開発を行うことにより、地域経済の回復に繋げる必要があります。

## 【施策の方向】

## ■“輪島ブランド”生産基盤の再生

農林水産施設や輪島塗をはじめとする商工業施設の再生を支援し、“輪島ブランド”的安定供給を図ります。

## ■生産・流通・販売体制の確立

物産展や見本市への出展等による“輪島ブランド”的PR事業を支援するとともに、新たな流通販売経路拡大・回復に支援します。

東京にて開催された  
震災復興物産展

2011.7.5

22

## ⑤新たな産業の創出

## 【復興への課題】

本市は、これまで「働く場」の不足による若年層の流出が進んでいましたが、今回の地震により、地域経済の見通しがつかないこと等を理由とする新規採用の見送りなどが予想され、更なる若年層の流出が懸念されます。

新たな雇用の場を創出することにより、生産年齢階層の流出防止を図る必要がありますことから、企業誘致や起業家の育成等に取り組む必要があります。

## 【施策の方向】

## ■企業誘致の推進

“輪島”の知名度を活かしながら、優良企業の誘致を進め、新しい雇用の場の創出を推進し、若年層の流出防止に努めます。

## ■新規産業の育成

震災で再興する地域資源を活用した新規産業の育成を図るとともに、こうした産業の創造に取り組む起業家を育成・支援し、雇用の創出を図ります。



新規産業団地写真と  
イメージ図



23

No.	種別	区分	事業名	事業説明	備考
10	生活	①	障害者グループホーム復旧支援	障害者グループホーム用住居の修理、改修に取り て補助	
11	生活	①	緊急障害福祉関係施設災害復旧支援	災害復旧費国庫補助事業の対象にならない障害福 祉関係施設の復旧に対する補助	
12	生活	①	社会福祉施設等災害復旧支援	社会福祉施設、介護老人保健施設などの復旧費用 を補助	
13	生活	①	医療施設等災害復旧支援	医療施設・設備の復旧費用を補助	
14	生活	①	被災児童生徒対象 力ワクチーフー派遣	このケアやカウンセリングが必要となった児 童生徒等のため、県・市・私立学校に力をワクチ ーフーを派遣するための経費を補助	
15	生活	①・④	手話通訳者・要約筆記者の養成支援	障害者に正確な情報等を伝達するため、手話通訳 者・要約筆記者の養成を行つ回本・支援	
16	生活	②	雇用維持奨励金	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用 維持のために休業、出向などの措置を行つた場合 に、補助	
17	生活	②	被災地域緊急雇用創出	臨時的な雇用・就業機会の創出を目的に行う事業 に対して補助	
18	生活	②	被災者特別訓練受講手当	法令による雇用保険失業給付等の支給を受けるこ とができるない被災者が公共職業訓練を受講する場 合に手当を支給	

輪島市復興計画 復興事業					
No.	種別	区分	事業名	事業説明	備考
1	生活	①	生活福祉資金貸付金	石川県社会福祉協議会の生活福祉資金（災害復舊 費および住宅賃金）に関する者に 貸付（利息なし、利子の補給）	
2	生活	①・④	地域見守りネットワークシステムの 構築	常時的及び災害時に要援護者を住民・行政が一體 となって見守るネットワークシステムを構築	
3	生活	①	子育て支援	被災児童・生徒または保護者に対する支援	
4	生活	①・⑤	生活援助員設置	各種福祉・生活関連サービスのニーズ把握、提供 業務などをため設置する、生活援助員の経費 を補助	
5	生活	①・⑤	地域のケア健康サポート事業	専門スタッフ（保健師等）による相談窓口を開設 するなどとともに家庭訪問等による継続支援の実施	
6	生活	①・⑤	生活不活発病対策	被災による高齢者等の気力喪失、孤独化などを 防ぐため、生活支援、介助、外出支援、介助等による出前介助などを 実施	
7	生活	①	介護予防生きがいづくり助成事業	介護予防活動のための活動費を助成	
8	生活	①	救急医療体制整備事業	救急医療体制への支援	
9	生活	①	高齢者・障害者向け住宅相談窓口 開設	高齢者や障害者が居住する住宅として利用する場合を 中心に、その生活支援に則して指導・助言を実施	

No.	区分	種別	基準	要件概要
29	生活	(4)	歴史的建造物等再建支援	歴史的建造物等の修理・修復費用を補助
30	生活	(4)	民俗資料・歴史資料保存支援	民俗資料や歴史・文化資料等の保存・整理費用を補助
31	生活	(4)	地域復興デザイン確定支援	被災復興路等のコミュニティ機能の再生や地域の機能に関する計画策定に要する経費を補助
32	生活	(4)	地域復興デザイン専門事業支援	「地図復興デザイナー」制度に取り組む業務が地域全体に対して、計画策定中に参考的役割を果たす地図復興事業に要する経費を補助
33	生活	(5)	応急仮設住宅用緊急通報システム設置支援	緊急事態や火災などの緊急時に対応するために、仮設住宅内に緊急通報システムを設置する事業者などに実施する費用を補助
34	生活	(5)	仮設住宅等生活交通確保	ハブ事業者などに実施する仮設住宅への生活交通確保効果に対して助成
35	生活	(5)	応急仮設住宅維持管理等	仮設住宅用管理費用などを補助
36	都市	(1)	住宅等耐震化助成事業	住宅等の耐震化に対する支援
37	都市	(1)	輪島型住宅建設支援事業	輪島らしい住宅建設・改修に対する支援
38	都市	(1)	公営住宅等整備事業	被災し、再度が自立困難な世帯等に対し、住宅の移転を図るために公営住宅等を整備する事業
39	都市	(1)	空き家利用事業	空き家の情報提供の実施や利用したい方への改修費用の助成

No	登録名	区分	事業概要	参考
40	都市 ① 母子寡婦福祉資金貸付金利子補給	石川県の母子寡婦福祉資金貸付金(住宅・転宅賃金)限額の母子。子寡婦福祉資金貸付金(住宅・転宅賃金)限額に方に、利子補給		
41	都市 ① 被災者住宅復興資金利子補給	被災住宅復興のために、利子補給		
42	都市 ① 高齢者・障害者向け住宅整備支援	高齢者や障害者が居住する住宅を、身体状況に適応した住宅として再建する場合に補助		
43	都市 ① 児童住宅建設支援	高齢者等の雪下ろしの労力を軽減するため、児童住宅を建設、改修する場合に、その建設費の一部を支援		
44	都市 ① 被災宅地復旧工事	被災した宅地の擁壁等の復旧に対する支援		
45	都市 ① 被災宅地復旧工事調査	長期避難施設・指示地図において、自治会ごとに被災住宅地の復旧工法を調査する場合に、補助		
46	都市 ① 被災者住宅復興資金利子補給(低利融資方式)	当基金が高利融資機関に対し、融資申込者が低利で融資を受けるための仕組み		
47	都市 ① 住宅債務(二重ローン)償還特別支援	震災前に住宅債務があり、震災後、新たに住宅再建のための住戸買替をえることによる繰合に、既存住宅の債務の支払利息を助成		
48	都市 ① 住宅再建総合相談窓口設置	市が設置する住宅再建総合相談窓口に要する経費の一部を補助し、被災者の住宅重建を支援		

No.	種別	区分	被災者名	備考
49	都市	①	高齢者ハウスマジック・運営	高齢者ハウスマジック・運営する社会福祉法人などに対し、緊急・運営費を補助
50	都市	①	公営住宅入居支援	公営住宅に入居した高齢者世帯等に対する家賃免除を行う市に対して、家賃免除額に対する補助
51	都市	①	民間賃貸住宅入居支援	自己再賃貸断念し、民間賃貸住宅に入居した被災者に、対して家賃の一部を補助
52	都市	①	賃貸等住宅同居支援	賃貸等の住宅で同居することとなった高齢者などに、対して補助
53	都市	①	農山漁村型復興モデル住宅支援	農山漁村型復興モデル住宅を建設する場合に、費用の一部を補助
54	都市	①	緊急不動産活用型住宅再建資金融資	住宅再建資金の融資を受けることの困難な被災者を対象に、自己所有地を担保として住宅資金を融資
55	都市	①	緊急公営住宅入居支援	経済的理由等から家賃負担が困難で、公営住宅に必要と認める場合に、緊急的に公営住宅を賃貸を助成
56	都市	②	インフラ災害復旧事業	道路、上下水道等の社会基盤の復旧日
57	都市	②	道路整備事業	災害時における緊急輸送や避難路確保の道路整備
58	都市	②	橋梁耐震対策事業	橋梁の長寿命化及び防災構造の推進
59	都市	②	水の安心・安定供給事業	水道施設の耐震化、連絡等安心かつ、安定的に水を供給するための整備事業

No.	種別	区分	事業名	事業概要	候考	参考文献
92	産業	①	森林整備緊急支援	森林内の作業路の復旧や植林、除草伐に要する経費を補助	被災した海岸景観の完全や活用策の実施	
93	産業	②	輸送・酒販復興支援	輪島塗・酒販復興支援・新商品開発・販路開拓等支援	輪島らしい景観を形成している、簡便や量などの再生・保存に支援	
94	産業	②	平成19年能登半島地震対策緊急支援特別利子補給	市内の中小企業者で石川県の融資制度である平成19年能登半島地震対策融資に係る金利調整措置の適用を受けての利子補給	災害明瞭における関係機関の体制強化および防災への意識高揚の推進	
95	産業	②	平成19年能登半島地震対策融資特別開設資金利子補給	政府系金融機関からの災害融資からの災害融資に係る金利調整措置の適用を受けての利子補給	防災物品の施設・設備等の整備・在庫	
96	産業	②	平成19年能登半島地震対策融資特別保証料負担金	石川県の融資制度である平成19年能登半島地震対策融資を受けての利子負担金を、保証料を補助	災害時における情報通信を安定的に発信できるよう携帯電話不惑地帯解消事業	
97	産業	②	事業所解体撤去支援	事業再開・繰続のため、被災した事業用建物を解体・撤去する費用に対して補助	災害時における情報通信を安定的に発信できるよう携帯電話の整備促進	
98	産業	②	伝統的工芸品生産設備等復旧支援	伝統的工芸品を生産するための設備や機器の更新・修繕の費用に対して補助	農林水産業経営効率化対策	
99	産業	②	中小企業者取扱店舗等設置	中小企業者等が店舗・工場等で販売する費用に対して補助	農林水産業担い手育成支援	
100	産業	②	被災商店街復興支援	商店街などが行う共通のための取組みに商店街、必要な資金を補助します。	特産品の開発促進事業	
101	産業	②	中堅企業等復興支援	日本政策投資銀行の災害復旧融資に係る賃貸料・利子の免除	農業生産者等が借り受けける「能登半島地震災害融資資金利子補給」の料子を助成	
71	都市	④	海岸景観保全事業	海岸景観の保全や活用策の実施	被災した海岸景観の保全・再生・保存に支援	
72	都市	④	景観保全事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
73	都市	⑤	防災対策事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
74	都市	⑤	防災拠点施設等整備事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
75	都市	⑤	携帯電話不惑地帯解消事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
76	都市	⑤	ケーブルテレビ網活用事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
77	都市	⑤	ケーブルテレビ網設備事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
78	産業	①	農林水産業経営効率化対策	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
79	産業	①	農林水産業担い手育成支援	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
80	産業	①・④	特産品開発促進事業	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
81	産業	①	能登半島地震災害対策資金利子補給	海岸景観の保全	海岸景観の保全	
82	産業	①	能登半島地震対策資金利子補給	海岸景観の保全	海岸景観の保全	

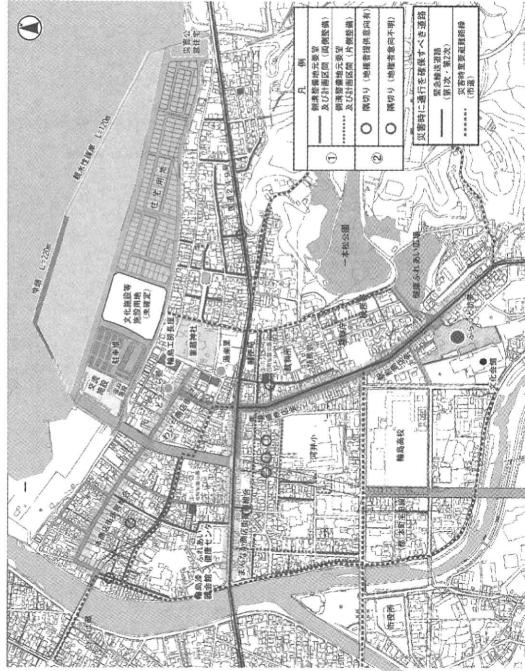
No.	種別	区分	事業名	事業概要	候考	参考文献
102	産業	②	中小企業緊急生産再建支援	店舗が被災した中小企業者が、賃料の一部を補助して店舗を借りる際に、賃料の一部を補助	能登半島地震災害復興関係資金利子補給	農林漁業者が割引料に借り受けれる、能登半島地震災害復興関係資金利子補給
103	産業	②	組合共同施設等復旧支援	国・県の災害復旧事業の対象となるない商工会館など共同施設の復旧費用を補助	代賃賃地等で宮豊根村支援	代賃賃地等自家菜園農地の確保、米の供給問題等の課題解決に困難な農業者の一時的雇用などを行う場合に、経費を補助
104	産業	②	中小企業者取扱店舗扶持支援	被災企業の受注確保と輪島ブランド販路開拓を図るために、商工団体などが雇用するコーディネーターの費用を補助	手づくり直田等支援	小場合等の復旧・整備、水田の地力回復を行う場合に、経費を補助
105	産業	②	地域慈心工業者販路開拓支援	輪島ブランド販路開拓のために行う見本市・展示会開催等の費用を補助	農林水産業経営再建整備支援	県の災害復旧事業に該当しない施設等の取り扱いは改修や修理の修理・購入などをを行う場合に、経費を補助
106	産業	②	被災商店・工業復興相談支援	商工会議所が経営指導員を設置する経費を補助	農業用水水源確保支援	能登半島地震により湧水・地下水が枯渇又は減少した場合に、代替用水施設を整備する費用を補助
107	産業	③	観光施設等災害復興支援	被災した観光施設等の復興に係る経費等の支援		
108	産業	③	観光復興キャラバン推進	被災地等で開催する地域イベントや県観光全体のキャラバン等などをを行う場合に、経費を補助	緊急手づくり田直し等総合支援	2年以上作付ができないかった農地などについて、一括して復旧日を支援
109	産業	④	輪島ブランド生産基盤再生事業	輪島ブランドの安定供給のため、農林水産業者・商工業者等への支援	災害査定設計委託費等支援	被災地等の災害復旧事業の申請に必要な査定設計委託費等を補助
110	産業	⑤	企業説明会推進事業	市外にある優良企業等の説明会	地政学的活動緊急支援	被災者の紹介する団体が効率的に企画本部を運営するため、営業用機械の整備・研修会費などを補助
111	産業	⑤	起業家育成支援事業	震災復興に対する支援	災害復旧事業費等負担金支援	県の補助による地政学的活動緊急支援事業に伴つて、県家などの負担金の一部を補助





(2) 河井地区 要構築づくり計画地図 (2/2)

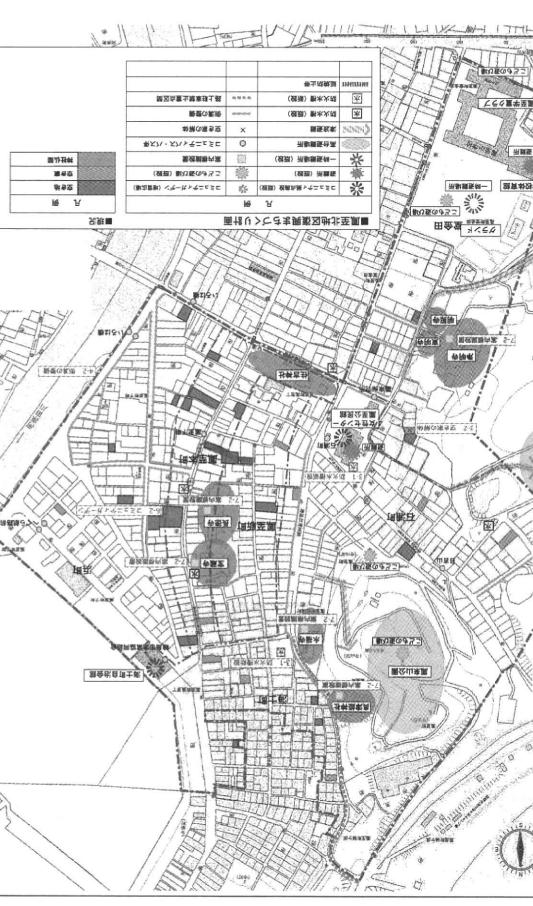
図表2 安全で住みぐんな都市基盤整備を実現する。



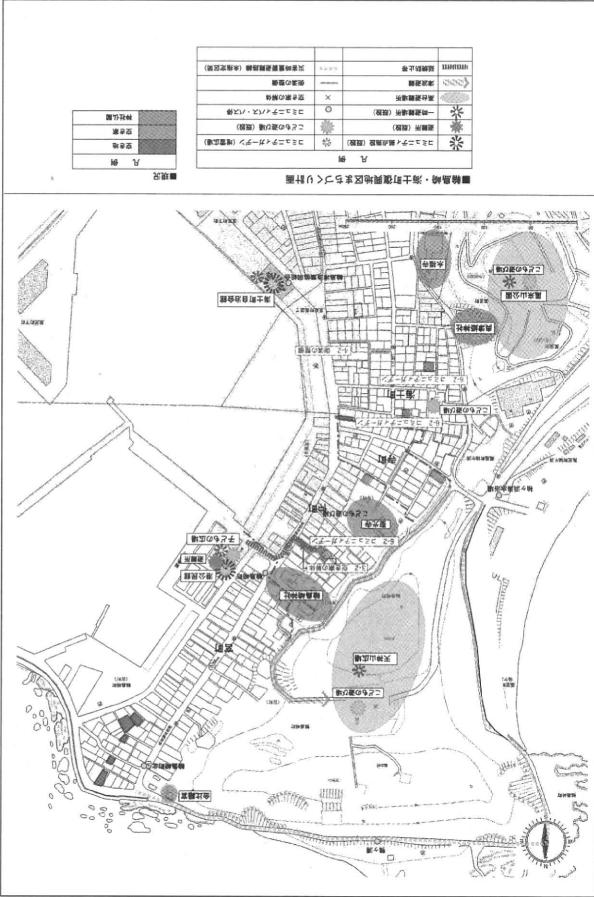
-7-

3-2 重点地区  
(1) 調査ちづり計画の方向性と進捗状況

まちづくりの基本方針	まちづくりの基本方針
1. 調査ちづり	まちづくりの基本方針
2. 調査ちづり計画	まちづくりの基本方針
3. 調査ちづり計画の実施	まちづくりの基本方針
4. 調査ちづり計画の評議	まちづくりの基本方針
5. コミュニケーション機能をもつづり	まちづくりの基本方針
6. 地域活性化のための取組	まちづくりの基本方針
7. 地域活性化のための取組	まちづくりの基本方針
8. 地域活性化のための取組	まちづくりの基本方針
9. 地域活性化のための取組	まちづくりの基本方針
10. 地域活性化のための取組	まちづくりの基本方針



-8-



### 3-3 門前地区 (1) 復興まちづくり計画の方向性と施策構成

本草綱目

① 十分な耐震性能を持つた住宅の建設や改修の促進  
 ② 安全な防災空間、性能の確保

（1）電線が切れた場合、直ちに電源を切ります。  
 （2）開閉器を閉じたままではあるが、電線が故障してしまった際には、  
 　①→②→③→④→⑤の順序で、各部品が故障する（小火間に順次）  
 （3）電線が切れたときに、電線を接続する（接続）  
 （4）電線を接続する（接続）  
 （5）電線を接続する（接続）

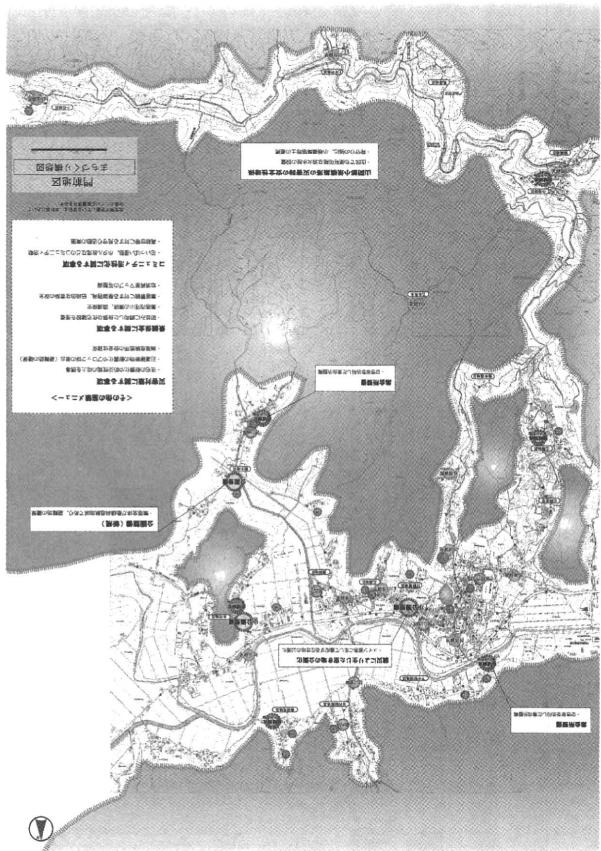
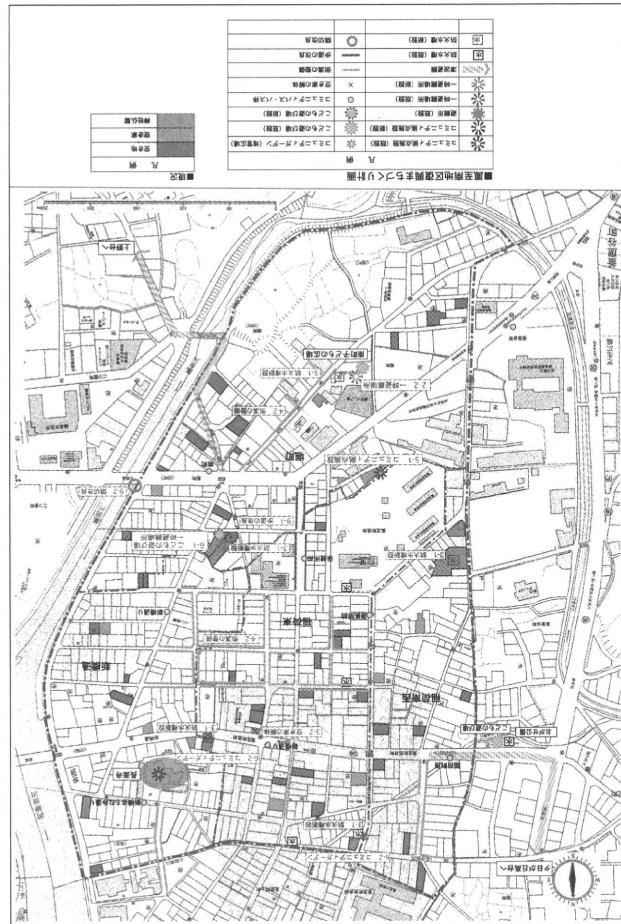
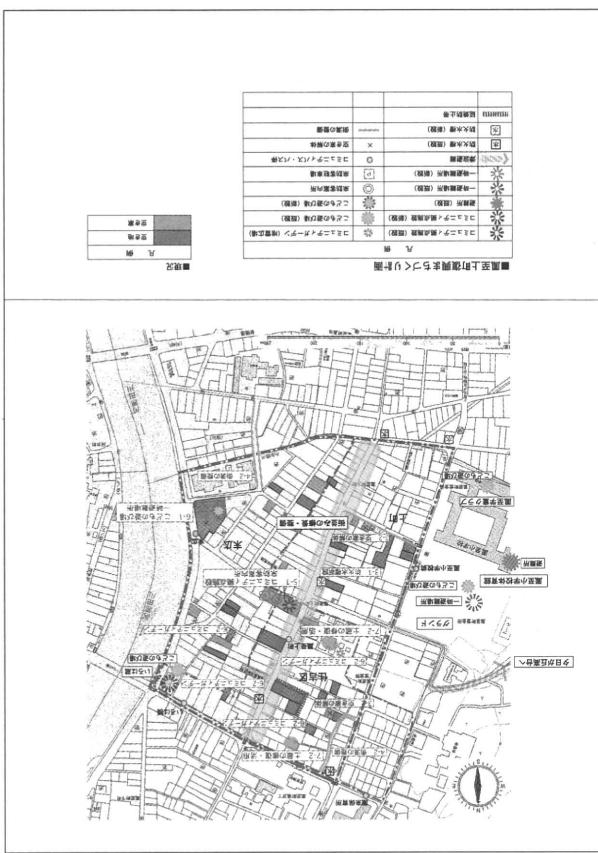
まちづくり開催会を通じて「街みどり規制緩和事例」や「開発する」と住まい・まちづくり支援事例の活用を学び、開拓に取り組む住民の姿勢を感心する

（2）**「おもてなし」の運営**  
（3）**「おもてなし」の運営**  
（4）**「おもてなし」の運営**

1

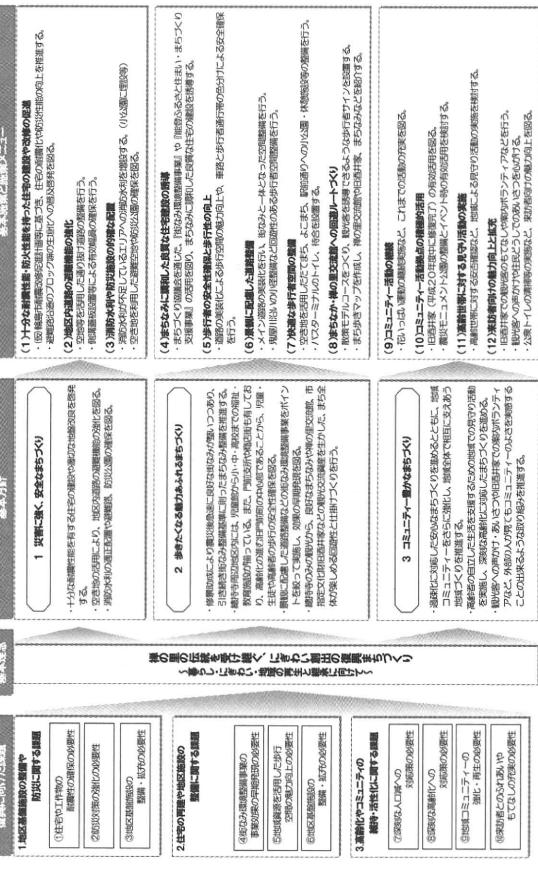
禪の里の伝統を受け継ぐ、いきわらし朝由の復興もかつて

地盤調査の実施と地盤調査会員による調査結果の提出	
地盤調査の実施	地盤調査会員による調査結果の提出
(1)建設地の現状地盤の調査	地盤調査会員による調査結果の提出
(2)建設地の既往地盤の調査	地盤調査会員による調査結果の提出
(3)建設地の、あるいは既往地盤の既往地盤の調査	地盤調査会員による調査結果の提出
(4)既往地盤の既往地盤の調査	地盤調査会員による調査結果の提出



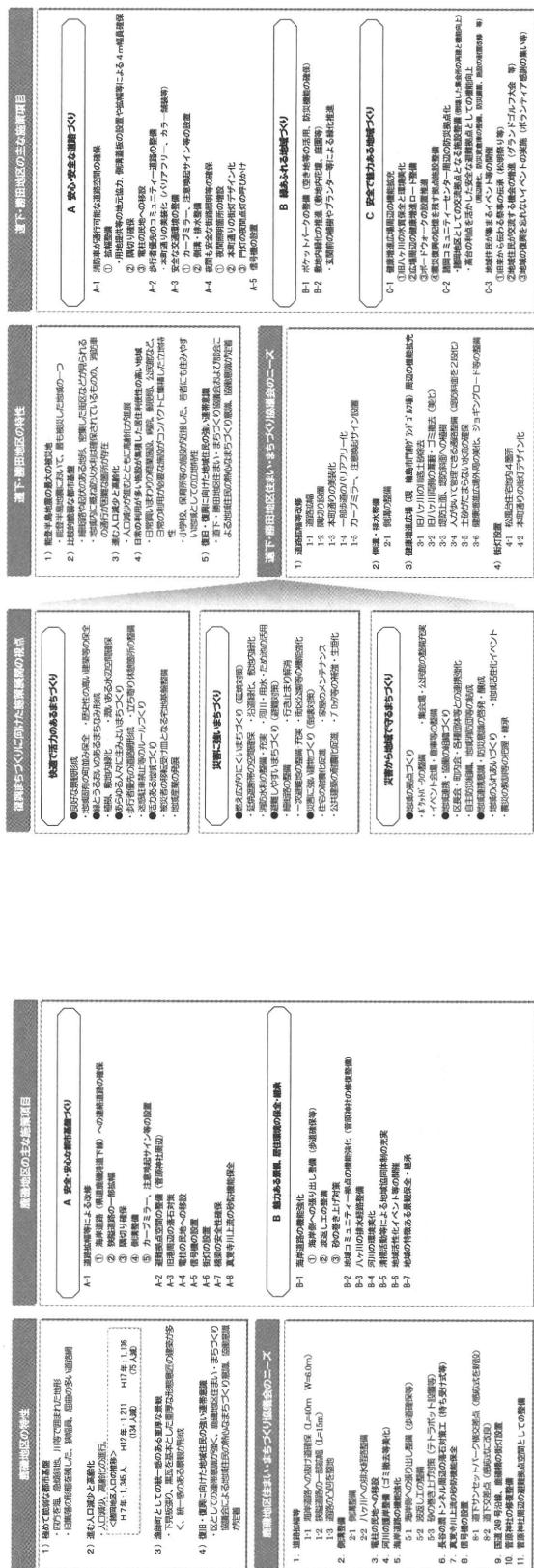
### 下・鶴田地区 横浜まちづくり計画図(全体) <整備所位置図(全体)>

### 3-4 鶴寺寺周辺地区の方向性と実施構成



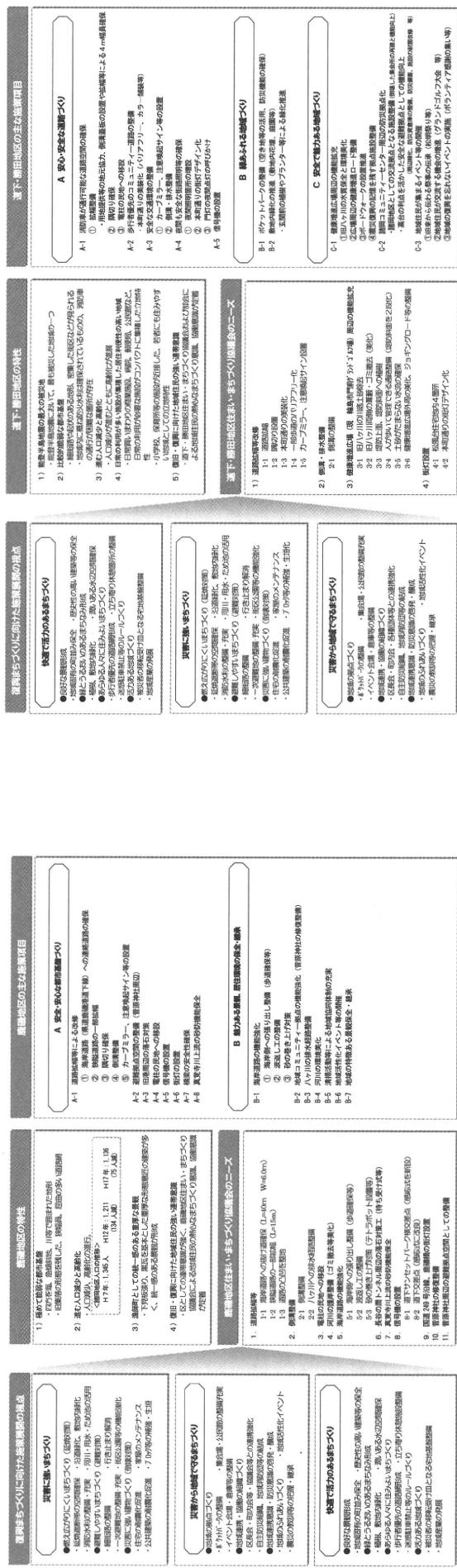
18-

### 3-5 鶴寺地区 (1) 横浜まちづくり計画の方向性と実施構成



19-

### 3-6 鶴寺地区 (1) 横浜まちづくり計画の方向性と実施構成



15-



#### 4-2 麻生地区 (1/4)

【麻生上田地区】

付番号	地名	付番号	地名	付番号	地名	付番号	地名
1. 安全地帯づくり							
2-1 沿線の防護施設	太セミナー、安全地帯づくり	火の見櫓	火の見櫓	火の見櫓	火の見櫓	火の見櫓	火の見櫓
2-2 一般道路の防護施設	火の見櫓(ラードー)(壁面)、斜面の防護	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-1 小さな駅舎	駅舎(3階)、駅舎、新駅舎・駅所	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-2 安全地帯づくり	駅前(2階)(壁面)、駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-3 駅舎の改修	駅舎(2階)(壁面)、駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-4 墓地の防護	墓地(3階)、墓地(3階)、墓地(3階)	墓地	墓地	墓地	墓地	墓地	墓地
4-1 墓地の防護	墓地(3階)、墓地(3階)	墓地	墓地	墓地	墓地	墓地	墓地
4-2 安全地帯づくり	墓地(3階)、墓地(3階)	墓地	墓地	墓地	墓地	墓地	墓地
II. コミュニケーションづくり							
5-1 安否確認装置	田代木橋						
5-2 防災情報装置	火の見櫓(1階)、新駅舎(駅舎)						
5-3 家庭の防護	駅舎(3階)、駅舎(3階)						
5-4 コミュニケーションづくり	駅舎(3階)、駅舎(3階)						
6-1 安否確認装置	赤坂(1階)						
6-2 防災情報装置	赤坂(1階)						
6-3 広報情報装置	赤坂(1階)						
6-4 家庭の防護	赤坂(1階)						
6-5 ホームページ	赤坂(1階)						

-27-

-25-

#### 4-2 麻生地区 (2/4)

【麻生下田地区】

付番号	地名	付番号	地名	付番号	地名	付番号	地名
1. 安全地帯づくり							
2-1 沿線の防護施設	駅前(2階)、駅前(2階)	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
2-2 一般道路の防護施設	駅前(2階)、駅前(2階)	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-1 安全地帯づくり	駅前(2階)、駅前(2階)	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-2 家庭の防護	駅前(2階)、駅前(2階)	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-3 おきなわの駅	駅前(2階)、駅前(2階)	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
3-4 家庭の防護	駅前(2階)、駅前(2階)	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前	駅前
II. コミュニケーションづくり							
4-1 安否確認装置	赤坂(1階)						
4-2 防災情報装置	赤坂(1階)						
4-3 広報情報装置	赤坂(1階)						
4-4 家庭の防護	赤坂(1階)						
4-5 ホームページ	赤坂(1階)						

-28-

付番号	地名	付番号	地名	付番号	地名	付番号	地名
5-1 安否確認装置	赤坂(1階)						
5-2 防災情報装置	赤坂(1階)						
5-3 広報情報装置	赤坂(1階)						
5-4 家庭の防護	赤坂(1階)						
6-1 安否確認装置	赤坂(1階)						
6-2 コミュニケーションづくり	赤坂(1階)						
6-3 広報情報装置	赤坂(1階)						
6-4 家庭の防護	赤坂(1階)						
7-1 安否確認装置	赤坂(1階)						
7-2 防災情報装置	赤坂(1階)						
7-3 広報情報装置	赤坂(1階)						
7-4 家庭の防護	赤坂(1階)						

※ 脱帽文字 : 安否確認装置を用いて、地域にこなして車の運転  
2-1 まつりの駅前

2-2 駅前(1階)

2-3 駅前(2階)

2-4 駅前(3階)

3-1 安否確認装置

3-2 防災情報装置

3-3 広報情報装置

3-4 家庭の防護

4-1 安否確認装置

4-2 防災情報装置

4-3 広報情報装置

4-4 家庭の防護

5-1 安否確認装置

5-2 防災情報装置

5-3 広報情報装置

5-4 家庭の防護

6-1 安否確認装置

6-2 コミュニケーションづくり

6-3 広報情報装置

6-4 家庭の防護

7-1 安否確認装置

7-2 防災情報装置

7-3 広報情報装置

7-4 家庭の防護

8-1 安否確認装置

8-2 防災情報装置

8-3 広報情報装置

8-4 家庭の防護

9-1 安否確認装置

9-2 防災情報装置

9-3 広報情報装置

9-4 家庭の防護

10-1 安否確認装置

10-2 防災情報装置

10-3 広報情報装置

10-4 家庭の防護

11-1 安否確認装置

11-2 防災情報装置

11-3 広報情報装置

11-4 家庭の防護

12-1 安否確認装置

12-2 防災情報装置

12-3 広報情報装置

12-4 家庭の防護

13-1 安否確認装置

13-2 防災情報装置

13-3 広報情報装置

13-4 家庭の防護

14-1 安否確認装置

14-2 防災情報装置

14-3 広報情報装置

14-4 家庭の防護

15-1 安否確認装置

15-2 防災情報装置

15-3 広報情報装置

15-4 家庭の防護

16-1 安否確認装置

16-2 防災情報装置

16-3 広報情報装置

16-4 家庭の防護

17-1 安否確認装置

17-2 防災情報装置

17-3 広報情報装置

17-4 家庭の防護

18-1 安否確認装置

18-2 防災情報装置

18-3 広報情報装置

18-4 家庭の防護

19-1 安否確認装置

19-2 防災情報装置

19-3 広報情報装置

19-4 家庭の防護

20-1 安否確認装置

20-2 防災情報装置

20-3 広報情報装置

20-4 家庭の防護

21-1 安否確認装置

21-2 防災情報装置

21-3 広報情報装置

21-4 家庭の防護

22-1 安否確認装置

22-2 防災情報装置

22-3 広報情報装置

22-4 家庭の防護

23-1 安否確認装置

23-2 防災情報装置

23-3 広報情報装置

23-4 家庭の防護

24-1 安否確認装置

24-2 防災情報装置

24-3 広報情報装置

24-4 家庭の防護

25-1 安否確認装置

25-2 防災情報装置

25-3 広報情報装置

25-4 家庭の防護

26-1 安否確認装置

26-2 防災情報装置

26-3 広報情報装置

26-4 家庭の防護

27-1 安否確認装置

27-2 防災情報装置

27-3 広報情報装置

27-4 家庭の防護

28-1 安否確認装置

28-2 防災情報装置

28-3 広報情報装置

28-4 家庭の防護

29-1 安否確認装置

29-2 防災情報装置

29-3 広報情報装置

29-4 家庭の防護

30-1 安否確認装置

30-2 防災情報装置

30-3 広報情報装置

30-4 家庭の防護

31-1 安否確認装置

31-2 防災情報装置

31-3 広報情報装置

31-4 家庭の防護

32-1 安否確認装置

32-2 防災情報装置

32-3 広報情報装置

32-4 家庭の防護

33-1 安否確認装置

33-2 防災情報装置

33-3 広報情報装置

33-4 家庭の防護

34-1 安否確認装置

34-2 防災情報装置

34-3 広報情報装置

34-4 家庭の防護

35-1 安否確認装置

35-2 防災情報装置

35-3 広報情報装置

35-4 家庭の防護

36-1 安否確認装置

36-2 防災情報装置

36-3 広報情報装置

36-4 家庭の防護

37-1 安否確認装置

37-2 防災情報装置

37-3 広報情報装置

37-4 家庭の防護

38-1 安否確認装置

38-2 防災情報装置

38-3 広報情報装置

38-4 家庭の防護

39-1 安否確認